

丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例施行規則

(令和 8 年 3 月 27 日規則第 13 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例(令和 8 年条例第 21 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(事前協議)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による協議を行おうとする事業者は、太陽光発電施設の設置に係る事前協議書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画説明書
- (2) 位置図
- (3) 事業区域図
- (4) 事業区域の土地に係る不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 14 条第 1 項の地図又は同条第 4 項の地図に準ずる図面の写し
- (5) 現況平面図
- (6) 太陽光発電施設の配置計画図
- (7) 太陽光発電施設の構造図
- (8) 事業区域の土地に係る登記事項証明書(登記事項証明書が存在する土地に限る。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(説明会の周知)

第 4 条 事業者は、条例第 8 条第 1 項の説明会を行うに当たり、地域住民等に対し、文書の配布、インターネットでの公開その他適切な方法により説明会の周知を行うものとする。

(説明会等の報告)

第 5 条 条例第 8 条第 4 項の報告は、同条第 3 項の期間を経過した後、説明会開催等報告書(様式第 2 号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 説明会を行った地域住民等の対象範囲及び対象者が分かる資料
- (2) 説明会で配布した資料

(3) 条例第 8 条第 3 号の規定による意見等があった場合、当該意見等の内容及びそれに対する回答が分かる資料

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(報告又は資料の提出)

第 6 条 条例第 12 条の規定による報告又は資料の提出要求は、状況等報告要求書(様式第 3 号)により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた事業者は、状況等報告書(様式第 4 号)により市長に報告するものとする。

(勧告)

第 7 条 条例第 14 条の規定による勧告は、勧告書(様式第 5 号)により行うものとする。

(公表等)

第 8 条 条例第 15 条第 1 項の規定による公表は、市ホームページに掲載して行うものとする。

2 条例第 15 条第 2 項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会付与通知書(様式第 6 号)により通知するものとする。

3 事業者は、条例第 15 条第 2 項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書(様式第 7 号)により申し出るものとする。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

太陽光発電施設の設置に係る事前協議書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

説明会開催等報告書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

状況等報告要求書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

状況等報告書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条関係)

勸告書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

意見を述べる機会付与通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

公表に関する意見書

[別紙参照]

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

丸亀市長 宛

事業者 住 所  
氏 名  
電話番号

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

太陽光発電施設の設置に係る事前協議書

丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて協議します。

記

事業区域の所在	
事業区域の面積	m <sup>2</sup>
発電施設の総出力	kW
工事着手の予定日	年 月 日
運転開始の予定日	年 月 日
その他の事項	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画説明書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 事業区域図 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第 14 条の地図等の写し <input type="checkbox"/> 現況平面図 <input type="checkbox"/> 太陽光発電施設の配置計画図 <input type="checkbox"/> 太陽光発電施設の構造図 <input type="checkbox"/> 事業区域の土地に係る登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 上記のほか、市長が必要と認める書類 ( )

備考 提出する添付書類の□内に✓印を付けてください。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

年 月 日

丸亀市長 宛

事業者 住 所  
氏 名  
電話番号

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

### 説明会開催等報告書

地域住民等への説明会を開催しましたので、丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例第 8 条第 4 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

#### 記

事業区域の所在	
説明会の開催場所	
説明会の開催日時	年 月 日 時から 時まで
周知の方法	
出席者数	名
その他	
添付書類	(1) 説明会を行った地域住民等の対象範囲及び対象者が分かる資料 (2) 説明会で配布した資料 (3) 地域住民等から受け付けた意見等の内容及びそれに対する回答が分かる資料 (4) 上記のほか、市長が必要と認める書類

#### 備考

- 1 本報告書は、説明会開催後、意見等の受付期間を 30 日以上設けた上で提出すること。
- 2 本報告書は、説明会を複数回開催した場合は、その回数ごとに作成すること。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

丸亀市長



状況等報告要求書

丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例第12条の規定により、下記のとおり報告を求めます。

記

報告を求める事項	
報告期限	年 月 日
報告先	部 課

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

丸亀市長 宛

事業者 住 所  
氏 名  
電話番号

（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

状況等報告書

年 月 日付け 第 号で報告を求められた事項について、下記のとおり報告します。

記

報 告 事 項	
添 付 書 類	

様式第 5 号 (第 7 条関係)

第 号  
年 月 日

様

丸亀市長



勸 告 書

丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例第 14 条の規定により、下記のとおり勸告します。

なお、この勸告に従わない場合は、同条例第 15 条第 1 項の規定により、氏名及び住所並びにこの勸告の内容に従わなかった事実を公表することがあります。

記

事業区域の所在	
該 当 事 項	
措 置 期 限	
勸 告 の 内 容	

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

丸亀市長



意見を述べる機会付与通知書

あなたが行っている太陽光発電事業は、年 月 日付け 第 号の勧告書により必要な措置を講じるよう勧告しましたが、未だに改善が認められないことから、丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例第15条第1項の規定により、下記のとおりその事実を公表することを予定しています。

については、同条第2項の規定により意見を述べる機会を付与しますので通知します。

なお、提出期限までに意見書が提出されない場合、又はその意見に正当な理由があると認められない場合は、公表することとなります。

記

1 公表を予定する事項

氏名(名称及び代表者氏名)	
住所(主たる事務所の所在地)	
事業区域の所在	
勧告の内容	

## 2 公表の時期及び方法

公表の時期	年 月 日
公表の方法	市ホームページに掲載して公表する

## 3 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	年 月 日
提出先	部 課

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

丸亀市長 宛

事業者 住 所  
氏 名  
電話番号

（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

公表に関する意見書

年 月 日付け 第 号で通知のあった意見を述べる機会の付与に対して、下記のとおり意見を述べます。

記

事業区域の所在	
公表の原因となった事業についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	

備考 意見書を提出する場合には、証拠書類等を併せて提出することができます。